

## 広島県告示第七七七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、重要港湾尾道糸崎港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和五年一月四日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和四年九月十五日

尾道糸崎港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止区域

#### 戸崎地区（その一・その二）

##### 1 区域の範囲

基点一から基点七までの各点を順次結んだ線及び基点七から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

##### 2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市向東町の国土地理院三等三角点「要害」（北緯三四度二三分三三秒一七五四、東経一三三度一四分〇九秒七七〇、標高三〇・三四メートル）

基点一 基準点から四〇度三八分三一秒の方向一、〇八七・四八メートルの点

基点二 基点一から七二度〇七分二五秒の方向九二五・七八メートルの点

基点三 基点二から一九度〇一分二四秒の方向二九六・五四メートルの点

基点四 基点三から一五〇度一六分一六秒の方向三六一・〇六メートルの点

基点五 基点四から一二四度三三分〇三秒の方向一六九・一〇メートルの点

基点六 基点五から一六三度三九分〇八秒の方向二〇・六六メートルの点

基点七 基点六から二四二度三八分一二秒の方向二五・五〇メートルの点

##### 二 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物